

岡崎市美術館運営会議設置要綱

(目的)

第1条 岡崎市美術館（以下「美術館」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、岡崎市美術館運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 運営会議は次の事項について協議する。

- (1) 美術館の運営に関すること
- (2) 展示室の利用調整及び確定に関すること
- (3) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 運営会議は、市長が委嘱し次の各号に掲げる6人以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者 1名
- (2) 岡崎美術協会 2名
- (3) 岡崎文化協会 1名
- (4) 一般公募者 2名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 運営会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する
- 3 会長は、運営会議を代表し会務を総理する
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 運営会議は、会長が召集する。

- 2 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(事務)

第7条 運営会議の事務は、美術館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営会議に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。